

市町村健全化判断比率等の概要

平成 27 年 11 月 30 日
大分県総務部市町村振興課

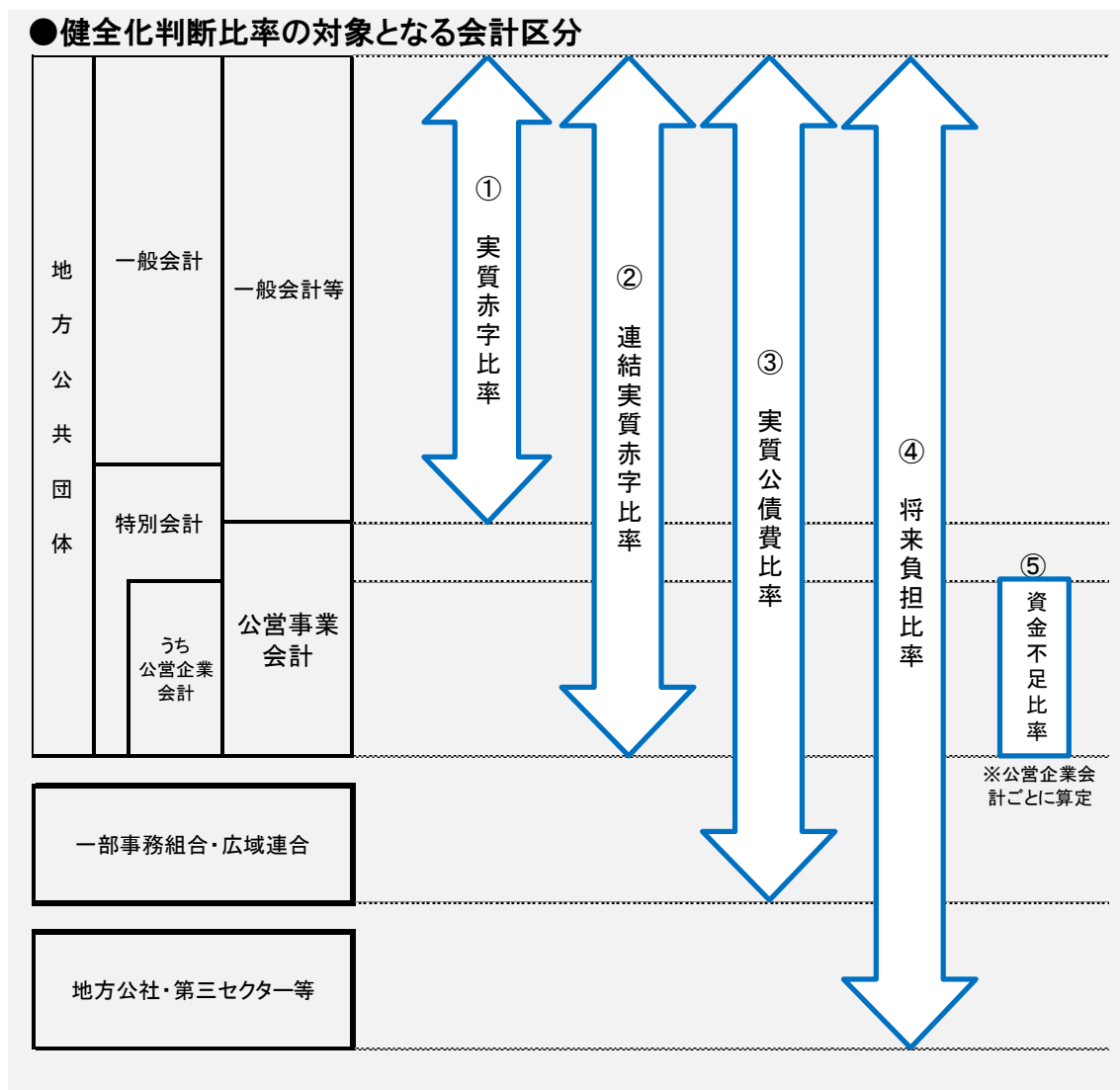
1. 実質赤字比率 2 P
2. 連結実質赤字比率 . . . 2 P
3. 実質公債費比率 3 P
4. 将来負担比率 4 P
5. 資金不足比率 5 P
6. まとめ 6 P

平成26年度

市町村健全化判断比率等の概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布された。健全化法は、地方公共団体の財政の健全化に関する指標値の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な措置を講じることにより、財政の健全化に資することを目的としている。

健全化法では4つの健全化判断比率及び、公営企業会計に適用される資金不足比率を設けており、下図のとおり指標ごとに対象となる会計区分が異なっている。



平成26年度財政指標の分析結果

- 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の赤字団体なし。
- 実質公債費比率は18団体で改善。標準財政規模に対する地方債元利償還金の割合が減少。
- 将来負担比率も16団体で改善。前年度比7.5%の減（H25 23.8%→H26 16.3%）（加重平均）
- 資金不足が生じている公営企業会計なし。

1. 実質赤字比率

一般会計等を対象としており、標準財政規模^{*1}に対する実質収支の赤字割合を表したものをいう。県内赤字市町村なし。

● 早期健全化基準^{*2}：11.25%～15% ● 財政再生基準^{*3}：20%

- *1 標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すもの。（標準税収入＋普通交付税＋臨時財政対策債）
- *2 早期健全化基準を超えると、財政健全化計画を策定し自主的な改善努力による財政健全化を図らなければならない。いわばイエローカードにあたる。
- *3 財政再生基準を超えると、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生を図らなければならない。いわばレッドカードにあたる。

2. 連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象としており、標準財政規模に対する実質収支の赤字割合を表したものをいう。普通会計だけでなく、特別会計や公営企業会計も対象にすることで、地方公共団体全体としての財政状況を把握することができる。

県内赤字市町村なし。

●早期健全化基準：16.25%～20% ●財政再生基準：30%

3. 実質公債費比率

地方公共団体の当該年度の公債費の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値で表す。地方公共団体の公債費だけでなく、一部事務組合や広域連合に対して負担している公債費相当分まで対象範囲が拡大される。

●早期健全化基準：25% ●財政再生基準：35%

■平成26年度の状況

	市町村名	平成26年度	平成25年度	平成24年度	H26-H25
1	大分市	7.7	8.9	10.0	△ 1.2
2	別府市	2.4	2.9	3.2	△ 0.5
3	中津市	5.9	6.6	7.4	△ 0.7
4	日田市	7.2	7.6	7.6	△ 0.4
5	佐伯市	9.8	11.1	12.0	△ 1.3
6	臼杵市	11.8	12.5	13.4	△ 0.7
7	津久見市	12.2	12.3	12.1	△ 0.1
8	竹田市	5.2	6.2	7.4	△ 1.0
9	豊後高田市	9.2	10.6	11.5	△ 1.4
10	杵築市	9.9	10.5	10.7	△ 0.6
11	宇佐市	5.1	5.8	6.3	△ 0.7
12	豊後大野市	7.0	8.1	8.9	△ 1.1
13	由布市	6.8	7.0	7.2	△ 0.2
14	国東市	10.2	11.5	12.5	△ 1.3
15	姫島村	8.2	9.2	10.8	△ 1.0
16	日出町	8.6	8.9	9.6	△ 0.3
17	九重町	5.1	5.5	6.0	△ 0.4
18	玖珠町	5.0	5.8	6.4	△ 0.8
県計(加重平均)		7.3	8.2	9.0	△ 0.9
市計(加重平均)		7.4	8.3	9.1	△ 0.9
町村計(加重平均)		6.6	7.1	7.8	△ 0.5
全国計(加重平均)		—	8.6	9.2	—

表①の市町村ごとの実質公債費比率の年次推移を見ると、県全体では、平成 25 年度対比で 0.9%減少していることが分かる。

市町村ごとでは、別府市が 2.4%と最も低い比率となっている。分析してみると、住民一人当たりの元利償還金の額や公営企業会計への繰出金（公債費相当分）の額が、他市町村に比べ低いことなどが分かった。

平成 25 年度と比較すると 18 団体で数値の改善が見られた。実質公債費比率は地方債残高が減少したことにより、着実に減少傾向にある。

なお、平成 26 年度、大分県（市町村計）の実質公債費比率は九州では最も低く、全国でも 9 番目に低い数値（加重平均）となっている。

4. 将来負担比率

地方公共団体の地方債残高など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものをいう。一部事務組合や広域連合に対する負担額（公債費相当分）はもちろん、地方公社や第三セクターの債務等まで対象範囲が拡大される。

●早期健全化基準：350% 財政再生基準はない。

■平成 26 年度の状況

次ページ表②の市町村ごとの将来負担比率の年次推移を見ると、県全体では、平成 25 年度対比で 7.5%減少していることが分かる。

最も低かったのは姫島村で△266.0%であった。分析してみると、住民一人当たりの基金残高や地方債元利償還のための充当可能財源が、他市町に比べ多いことなどが分かった。

最も高かったのは日出町で 64.9%であった。同町は住民一人当たりの地方債残高は別府市に次いで低いものの、基金残高や普通交付税の基準財政需要額（公債費相当分）が少なく、地方債元利償還のための充当可能財源が少ないことなどが分かった。

平成 25 年度と比較すると 16 市町村で数値の改善が見られた。これは、公債費や退職手当見込額の減少、基金積み増しによる充当可能基金が増加したことなどが要因である。

その一方で、2 市町村で数値が悪化した。由布市では 1.9%、玖珠町では 5.7%の増加となった。これは、由布市では退職手当負担見込額が増加したこと等、玖珠町では基金等の充当可能財源が減少したこと等が原因である。

なお、平成 26 年度、大分県（市町村計）の将来負担比率は九州では最も低く、全国でも 7 番目に低い数値となっている。

表② 市町村ごとの将来負担比率の年次推移

(単位：%)

	市町村名	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	H26-H25
1	大分市	55.9	64.8	79.1	△ 8.9
2	別府市	△ 20.3	△ 15.4	△ 15.0	△ 4.9
3	中津市	33.3	35.6	55.1	△ 2.3
4	日田市	0.4	7.3	11.2	△ 6.9
5	佐伯市	5.5	14.4	28.1	△ 8.9
6	臼杵市	21.6	31.2	38.9	△ 9.6
7	津久見市	44.7	48.9	55.7	△ 4.2
8	竹田市	11.8	23.4	40.5	△ 11.6
9	豊後高田市	△ 33.3	△ 29.8	△ 9.1	△ 3.5
10	杵築市	41.6	47.2	54.2	△ 5.6
11	宇佐市	△ 35.7	△ 23.2	△ 13.3	△ 12.5
12	豊後大野市	△ 30.6	△ 14.5	△ 0.2	△ 16.1
13	由布市	23.5	21.6	40.6	1.9
14	国東市	4.6	16.5	32.4	△ 11.9
15	姫島村	△ 266.0	△ 232.1	△ 204.3	△ 33.9
16	日出町	64.9	65.7	61.7	△ 0.8
17	九重町	△ 142.5	△ 132.0	△ 120.8	△ 10.5
18	玖珠町	△ 50.1	△ 55.8	△ 54.6	5.7
県計(加重平均)		16.3	23.8	35.6	△ 7.5
市 計(加重平均)		19.7	27.5	39.8	△ 7.8
町村計(加重平均)		△ 45.6	△ 42.5	△ 38.7	△ 3.1
全国計(加重平均)		—	51.0	60.0	—

- * 将来負担比率は、実質的な将来負担がない場合（ゼロ以下）にはハイフン（－）で表記するが、上記表では計算値をそのまま計上している。
- * 将来負担比率には、現時点で債務が確定しているものしか計上されず、今後地方財政に重くのしかかってくることが予想される公共施設等の老朽化に伴う施設更新費用などは加味されていない。

5. 資金不足比率

公営企業会計ごとの、資金不足額の事業規模に対する割合で表したものをいう。資金不足が生じている公営企業会計なし。

6. まとめ

県内市町村に、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が生じている団体はなかった。また、公営企業会計においても資金不足を生じている会計もなく、実質公債費比率及び将来負担比率についても、着実に減少傾向にあることから比較的良好な財政運営が行われているといえる。

地方債残高が減少してきていることに加え、適切な定員管理や投資的経費の抑制に努めることで将来的な財政負担を減らし、また、その他の経費についても必要最小限に抑えることで基金の積み増しを行っていることなどが原因であり、市町村の経営努力が伺える。

しかしながら、今後急速に進む人口減少により税収の確保がますます難しくなる中、高齢化による社会保障関係費の増加、さらに合併団体においては普通交付税算定の特例措置である「合併算定替」の適用が順次終了していることなど、地方財政を取り巻く状況はさらに厳しいものとなることが予想される。

将来にわたり健全で持続可能な財政運営を行うためにも、中長期的な視野をもち、より効率的な行財政運営の推進が求められる。